省　令

○法務省令第十号

商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第百四十八条（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、商業登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

法務大臣　鈴木　馨祐

商業登記規則の一部を改正する省令

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　［略］	第二章　［同上］
［第一節～第四節　略］	［第一節～第四節　同上］
第五節　株式会社の登記（第六十一条―第八十一条の二）	第五節　株式会社の登記（第六十一条―第八十一条）
［第六節～第十節　略］	［第六節～第十節　同上］
［第三章・第四章　略］	［第三章・第四章　同上］
附則	附則
（印鑑の提出等）	（印鑑の提出等）
第九条　［略］	**第九条**　［同上］
［2～11　略］	［2～11　同上］
12　法第五十一条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）の登記の申請があつたときは、旧所在地を管轄する登記所は、法第五十二条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）に規定する場合を除き、当該登記の申請人に関する印鑑記録（次条第一項及び第十一条第三項の規定による記録をした印鑑記録を除く。次項において同じ。）を新所在地を管轄する登記所に移送しなければならない。	12　法第五十一条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）の登記を申請する場合の新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。
13　新所在地を管轄する登記所が前項の規定による移送を受けたときは、新所在地を管轄する登記所に同項の印鑑記録に係る印鑑の提出があつたものとみなす。ただし、当該登記所において、法第二十四条の規定により同項の登記の申請を却下すべき場合は、この限りでない。	13　旧所在地を管轄する登記所においては、法第五十二条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）に規定する場合を除き、遅滞なく、前項の印鑑を新所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。
14　［略］	14　［同上］

改正後	改正前
（帳簿等）	（帳簿等）
第三十四条　［略］	**第三十四条**　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　次の各号に掲げる帳簿等の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。	4　次の各号に掲げる帳簿等の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　受付帳　受付の年の翌年から十年間	三　受付帳　当該年度の翌年から十年間
［四～二十八　略］	［四～二十八　同上］
5　［略］	5　［同上］
（本店移転の登記）	（本店移転の登記）
第六十五条　法第五十二条第二項の規定による申請書及びその添付書面の送付は、書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによつてするものとし、申請人が当該郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物に優先して送達する取扱いの料金に相当する郵便切手又は第九条の四第五項に規定する証票を提出したときは、当該取扱いとしなければならない。	**第六十五条**　法第五十二条第二項の規定による申請書及びその添付書面の送付並びに第九条第十三項の規定による印鑑の送付は、書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによつてするものとし、申請人が当該郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物に優先して送達する取扱いの料金に相当する郵便切手又は第九条の四第五項に規定する証票を提出したときは、当該取扱いとしなければならない。
［2・3　略］	［2・3　同上］
（準用規定）	（準用規定）
第八十九条　第六十五条第一項及び第三項、第七十六条から第七十八条まで、第八十条（第一項第五号を除く。）並びに第八十一条の規定は、合名会社の登記について準用する。この場合において、第八十条第一項第二号中「組織変更」とあるのは、「持分会社の種類の変更、組織変更」と読み替えるものとする。	**第八十九条**　第六十五条第一項及び第三項、第七十一条、第七十六条から第七十八条まで、第八十条（第一項第五号を除く。）並びに第八十一条の規定は、合名会社の登記について準用する。この場合において、第八十条第一項第二号中「組織変更」とあるのは、「持分会社の種類の変更、組織変更」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年四月二十一日から施行する。

（経過措置）

2　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第五十一条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）の登記の申請書がこの省令の施行の日前に旧所在地を管轄する登記所に提出された場合の新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出及び当該印鑑に関する事務に関しては、この省令による改正後の商業登記規則第九条第十二項及び第十三項並びに第六十五条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。